

## 漏水に係る使用水量の認定申請書

年 月 日

(宛先)座間市公営企業管理者

申請者 住所

氏名

電話

(日中連絡のつく電話番号)

給水装置の故障により漏水し、修理を行いましたので、使用水量を認定して下さるよう申請します。

水 栓 番 号		使 用 者 氏 名	
所 在 地			
漏 水 発 生 年 月	年 月 頃		
修 理 年 月 日	年 月 日		
修 理 業 者 名 (座間市) 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者			指 定 番 号
			修 理 担 当 者 名

発生箇所の状況 ( 図及び説明 )

- 必須添付書類  漏水修理の請求書又は領収書のコピー 1部  
 漏水修理の施工前及び施工後の写真

提出先 水道料金お客様センター

住 所 〒252-0021  
 座間市緑ヶ丘一丁目3番1号  
 電 話 046-266-5520

事務担当  
 座間市上下水道局経営総務課

営業時間 午前8時30分～午後8時  
 定休日 年末年始(12月30日～1月3日)

住 所 座間市緑ヶ丘一丁目3番1号  
 電 話 046-252-8541

※ 必ず裏面の注意事項を読んでから申請をしてください。

## 注意事項

申請の前に必ずお読みください。

### ◆趣旨

お客様の敷地内の給水装置はお客様の所有物であるため、お客様の責任において管理していただいております。そのため、漏水による修理費や水道料金等の増額分はお客様負担となります。

ただし、次の要件を満たした場合は漏水に伴う使用水量の認定により料金の減額制度を設けています。よくお読みいただき、同意の上、申請書を提出してください。

### ◆水量認定制度の対象となる要件（全てを満たした場合）

- ① 地下埋設管や壁体内部など、目視での確認が困難な箇所からの漏水。
- ② 座間市指定給水装置工事事業者が漏水調査・修理を行った場合。
- ③ 漏水が発覚したときから2箇月以内に修理に着手した場合。
- ④ 修理後3箇月以内に申請書を提出した場合。
- ⑤ 過去に漏水認定された修理箇所と異なる箇所の場合。
- ⑥ 水道料金について、漏水時の使用水量が過去の使用実績の2倍を超えている場合。

### ◆還付額について

水道料金は、前回検針分又は前年同期分（過去の使用実績がない場合等、妥当でないと認められた場合は修理後の使用実績）の2倍を超えた水量相当額を還付いたします。

ただし、前回検針分又は前年同期分が基本水量未満のときは、基本水量の2倍を超えた水量相当額を対象とします。

下水道使用料は、漏水により流出した水は下水道管に排除されませんので、漏水により増加した水量相当額を還付いたします。

### ◆申請における提出書類について

- ① 漏水に係る使用水量の認定申請書
- ② 漏水修理工事の請求書又は領収書のコピー 1部
- ③ 漏水修理工事の施工前及び施工後の写真

以上3点を、「水道料金お客様センター」まで持参又は郵送してください。